詳細契約書サンプル2:複合機レンタル契約書

事務機器レンタル契約書

契約締結日:貸主(以下「甲」という)

商号: 株式会社サンプルオフィス機器

代表者:代表取締役 サンプル一郎

住所:東京都港区〇〇町3丁目15番10号

連絡先: 03-XXXX-XXXX

借主(以下「乙」という)

商号:株式会社サンプル企画

代表者: 代表取締役 サンプル次郎

住所:東京都渋谷区〇〇町1丁目20番30号

連絡先: 03-YYYY-YYYY

事業者登録番号: TYYYYYYYYYYYYVVレンタル契約を締結する。

第1条(レンタル物件)

甲は、乙に対して下記事務機器をレンタルし、乙はこれを借り受ける。

機器の仕様

機種名: サンプル複合機 Model-X6000

• 製造番号: SMP2024-ABC-1234566

• 製造年月: 2023年8月

• 機器分類: A3対応カラー複合機

● **主要機能**: コピー、プリンター、スキャナー、FAX

• **印刷速度**: カラー60枚/分、モノクロ60枚/分

● 設置場所: 東京都渋谷区○○町1丁目20番30号 サンプル企画本社2階事務室

付属品・オプション

自動両面印刷ユニット

● 大容量給紙トレイ(1,000枚×2段)

フィニッシャー(ステープル機能付)

• セキュリティカード認証システム

第2条(レンタル期間)

- 1. レンタル期間は、2025年4月1日から2029年3月31日までの4年間とする。
- 2. 期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による異議の申出がないときは、同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3. 乙が期間満了前に解約を希望する場合は、3ヶ月前までに甲に書面で通知するものとする。 ただし、契約開始から2年未満での解約の場合は、残期間のレンタル料の50%を違約金として支払うものとする。

第3条(レンタル料金)

1. 基本レンタル料: 月額45,000円(消費税別途)

2. カウンター料金:

● モノクロ: 1枚あたり1.5円(消費税別途)

カラー: 1枚あたり15円(消費税別途)

● 月間基本カウント: モノクロ3,000枚、カラー500枚含む

1. 支払期日:毎月末日締め、翌月末日支払い

2. 支払方法: 甲指定の銀行口座への振込 (振込手数料は乙負担)

第4条(保証金)

- 1. 乙は、本契約締結と同時に保証金として金135,000円(基本レンタル料3ヶ月分相当)を甲に預託する。
- 2. 保証金は、レンタル料その他の債務の担保として預託するものとし、契約期間中はレンタル料に充当しない。
- 3. 保証金は、契約終了時に未払債務等を控除して無利息で返還する。

第5条(設置・引渡し)

- 1. 甲は、契約開始日から7日以内に本機器を乙指定の場所に設置し、引き渡すものとする。
- 2. 設置に要する費用(運搬費、設置工事費等)は甲の負担とする。
- 3. 設置場所の電源工事、ネットワーク配線工事等は乙の負担とする。
- 4. 乙は、設置完了時に動作確認を行い、設置完了確認書に署名するものとする。

第6条(使用方法・制限)

- 1. 乙は、本機器を通常の事務用途(コピー、プリンター、スキャナー、FAX)に使用するものとする。
- 2. 乙は、以下の行為を行ってはならない:
- 本機器を第三者に転貸、譲渡すること
- 本機器を分解、改造すること
- 本機器を設置場所以外で使用すること
- 本機器に過度の負荷をかける使用をすること
- 推奨外の用紙、トナーを使用すること
- 1. 乙は、本機器の使用に関して甲が定める操作マニュアルに従うものとする。

第7条(保守・メンテナンス)

- 1. 甲の責任範囲:
- 定期点検(月1回)
- 故障時の修理対応(平日9:00-17:00、4時間以内対応)
- トナー、ドラム等消耗品の供給
- ソフトウェアのアップデート
- 1. 乙の責任範囲:
- 用紙の補給
- 日常的な清掃
- 紙詰まり等の軽微なトラブル対応
- 適切な使用環境の維持(温度15-27°C、湿度20-80%)
- 1. 緊急対応: 土日祝日の緊急修理は別途料金(出張費20,000円+作業費)

第8条(カウンター管理)

- 1. 本機器には自動カウンター機能が搭載されており、甲が遠隔でカウント数を管理する。
- 2. 乙は、毎月末日のカウント数を甲に報告するものとする。
- 3. カウント数に疑義がある場合は、機器本体の表示を基準とする。
- 4. 月間基本カウントを超過した分については、翌月に超過料金を請求する。

第9条(所有権・リスク負担)

- 1. 本機器の所有権は、契約期間中甲に帰属する。
- 2. 本機器の滅失、毀損のリスクは乙が負担する。

- 3. 乙の故意又は重過失により本機器が損傷した場合、乙は修理費用を負担する。
- 4. 修理不能な損傷の場合、乙は機器の時価相当額を甲に支払うものとする。

第10条(保険)

- 1. 甲は、本機器について動産総合保険に加入する。
- 2. 乙は、本機器の使用に起因する第三者への損害に備え、施設賠償責任保険に加入すること を推奨する。

第11条 (機器の返却)

- 1. 乙は、契約終了時において、本機器を甲に返却するものとする。
- 2. 返却時の運搬費用は甲の負担とする。
- 3. 返却時に機器に損傷がある場合、乙は修理費用を負担する。
- 4. 通常の使用による損耗は、乙の負担としない。

第12条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号の一つに該当する場合、催告なしに本契約を解除することができる。

- 1. レンタル料その他の支払いを2ヶ月以上滞納したとき
- 2. 第6条の使用制限に違反したとき
- 3. 本機器を故意又は重過失により毀損したとき
- 4. 破産、民事再生、会社更生の申立てを受け又は自ら申立てをしたとき
- 5. その他本契約に重大な違反があったとき

第13条(料金改定)

- 1. 甲は、経済情勢の変動、消耗品価格の変動等により、1年経過後にレンタル料金の改定を行うことができる。
- 2. 料金改定を行う場合は、実施の3ヶ月前までに乙に書面で通知する。

第14条 (機器の更新・交換)

- 1. 甲は、技術革新、保守部品の供給停止等により、同等以上の性能を有する機器への交換を提案することができる。
- 2. 機器交換に要する費用は甲の負担とする。
- 3. 乙が機器交換を拒否する場合、甲は本契約を解約することができる。

第15条(データ保護・セキュリティ)

- 1. 乙は、本機器を使用する際、個人情報保護法その他関係法令を遵守するものとする。
- 2. 甲は、保守作業時に知り得た乙の情報について守秘義務を負う。
- 3. 契約終了時、甲は本機器内のデータを完全消去するものとする。

第16条(免責事項)

- 1. 天災地変その他不可抗力により本機器が使用不能となった場合、甲は乙に対し損害賠償責任を負わない。
- 2. 本機器の故障により乙に生じた間接損害、逸失利益については、甲は責任を負わない。

第17条(管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第18条 (その他)

- 1. 本契約に定めのない事項については、民法その他関係法令及び慣行に従う。
- 2. 本契約の変更は、当事者双方の書面による合意によってのみ行うことができる。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2025年3月10日****甲 株式会社サンプルオフィス機器

代表取締役 サンプル一郎 印

乙 株式会社サンプル企画

代表取締役 サンプル次郎 印-

別紙1:機器仕様書

(詳細な技術仕様、オプション構成等を記載)

別紙2:操作マニュアル

(基本操作、トラブルシューティング等を記載)

別紙3:保守サービス仕様書

(定期点検内容、対応時間、緊急連絡先等を記載)